

●規程改正の概要

要 旨	当機構における看護職員の勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行為は、保健師助産師看護師法の一部改正（H27.10.1 施行）により研修制度が整備され、診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び経験が必要とされる一定の行為を看護師が行う場合、特定行為研修を修了することが義務付けられた。 ・ 山梨県立中央病院は令和 4 年 2 月に厚生労働大臣が指定する特定行為研修機関となり、令和 4 年度には 7 人の看護師が研修を受講し、他に 3 人の特定行為研修修了者がいる。（詳細 別紙 1） ・ 特定行為研修を修了した看護師が行う特定行為は診療の補助であり、高度かつ専門的な知識及び経験が必要とされることから、給与上の考慮が必要である。 <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊勤務手当に「特定行為手当」を新設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行為が診療の補助であることから、医長（勤続 13 年程度）の平均給与日額（実績給除く）の 2 割の額を算定に用いる。 ・ また、現在 38 の特定行為が認められているが、それぞれ従事する回数や従事する時間も一定でないことから、特定行為に従事した日 1 日につき 1,000 円を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1 日 39 千円×0.2（診療の補助）÷7.75 時間=1,006 円 → 1 日に 1 時間程度の特定行為に従事するとして日額 1,000 円 ※百円未満切り捨て <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間費用見込み 週 3 日×52 週（年間）×1,000 円×10 人=1,560,000 円 ※1 人当たり月額平均 13,000 円 ・ 他病院の手当額の状況（詳細 別紙 2） 川口市立医療センター：月額 6 千円、公立昭和病院：月額 5 千円、稲城市立病院：月額 4 千円、大和市長生町立病院：日額 3 千円
施行期日	令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

山梨県立中央病院の特定行為の状況

1. 現在研修を実施、または、既に研修を修了している特定行為区分と特定行為

	特定行為区分	特定行為
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	・侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 ・人工呼吸器からの離脱
3	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	・中心静脈カテーテルの抜去
4	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正
5	術後疼痛管理関連	・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
6	循環動態に係る薬剤投与関連	・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 ・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 ・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
7	感染に係る薬剤投与関連	・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
8	創傷管理関連	・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創傷に対する陰圧閉鎖療法

※現在研修を実施：1～7 既に研修を修了：2, 3, 6～8

2. 今後追加予定の特定行為区分

	特定行為区分	特定行為
1	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	・インスリン投与量の調整
2	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	・抗けいれん剤の臨時的投与 ・抗精神病薬の臨時的投与 ・抗不安薬の臨時的投与

全国自治体病院協議会関東ブロック R4 年度調査

○特定行為業務に手当を支給している病院

川口市立医療センター（埼玉県）：月額 6 千円、公立昭和病院（東京都）：月額 5 千円、稲城市立病院（東京都）：月額 4 千円、大和市立病院（神奈川県）：日額 3 千円

○特定行為業務に手当を支給していない病院（※回答のあった病院 102 から抜粋。検討中含む。）

・茨城県

茨城県立こども病院、茨城県立中央病院、茨城県立こころの医療センター

・栃木県

栃木県立岡本台病院、栃木県立がんセンター、栃木県立リハビリテーションセンター

・群馬県

群馬県立がんセンター、群馬県立小児医療センター、群馬県立心臓血管センター、群馬県立精神医療センター

・埼玉県

埼玉県立がんセンター、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立小児医療センター、埼玉県立精神医療センター、埼玉県総合リハビリテーションセンター

・千葉県

千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター、千葉県千葉リハビリテーションセンター、総合病院国保旭中央病院

・東京都

東京都立松沢病院、町田市民病院、公立福生病院、青梅市立総合病院

・神奈川県

神奈川県立足柄上病院、神奈川県立循環器呼吸器病センター、神奈川県立精神医療センター、神奈川リハビリテーション病院、横浜市立市民病院、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

・山梨県

市立甲府病院、北杜市立甲陽病院、富士川病院

・静岡県

静岡県立こころの医療センター、静岡県立こども病院、静岡県立総合病院、静岡県立静岡がんセンター、静岡市立清水病院、浜松医療センター、富士市立中央病院、富士宮市立病院

職員給与規程 新旧対照表 (令和4年10月1日適用)

新	旧
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 <u>特定行為手当</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(<u>特定行為手当</u>)</p> <p>第51条の12 <u>特定行為手当は、病院に勤務する特定行為研修を修了した職員が当該特定行為の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、その業務に従事した日1日につき1,000円とする。</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十六 略</p> <p>_____</p> <p>3～6 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>